

令和5年度第2回小牧市廃棄物減量等推進審議会 議事録

日 時	令和5年11月6日(月) 午前10時～午前11時
場 所	小牧市役所 本庁舎4階 404会議室
出席者	<p>【委員】</p> <p>○清水 真 学識経験者 今枝 正 こまき環境市民会議会長 佐橋 八千代 小牧市女性の会 西尾 道一 小牧市消費生活改善推進員会 川渕 義隆 愛知県宅地建物取引業協会北尾張支部 大野 武雄 株式会社不二屋(ナフコ) 石田 満美 公募委員 舟橋 精一 公募委員 馬場 容子 公募委員 長谷川 良成 公募委員</p> <p>◎深堀 修 区長会代表者 丹羽 祐二 区長会代表者 船橋 貴康 区長会代表者 柴山 知則 区長会代表者 前田 伸博 区長会代表者</p> <p>※ ◎会長 ○副会長</p> <p>【事務局】</p> <p>入江 慎介 市民生活部長 小川 正夫 市民生活部次長 鈴木 尚紀 ごみ政策課長兼ゼロカーボンシティ推進室主幹 丹羽 誠 ごみ政策課ごみ減量推進係長兼ゼロカーボンシティ推進室専門員 渡邊 浩 ごみ政策課収集美化係長兼ゼロカーボンシティ推進室専門員 舟橋 正樹 リサイクルプラザ清掃資源係主査 吉本 寛史 ごみ政策課ごみ減量推進係兼ゼロカーボンシティ推進室主査 土田 賢太郎 ごみ政策課収集美化係兼ゼロカーボンシティ推進室主事</p>
欠席者	<p>秋田 重巳 区長会代表者 杉山 光次 小牧商工会議所 大野 公大 小牧青年会議所 郷司 達哉 尾張中央農業協同組合 高橋 美喜雄 愛知県食品衛生協会 小牧支部</p>
傍聴者	0名
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・議事1：令和6年度小牧市一般廃棄物処理実施計画(案) ・報告1：小牧市ごみ処理基本計画の進捗状況について ・報告2：ボトルtoボトルの実施について ・令和5年度清掃事業概要

主な内容

1 あいさつ

手持ち資料確認、市民憲章唱和
深堀会長より挨拶

2 議事

(1) 令和6年度小牧市一般廃棄物処理実施計画（案）について

- ・議事1「令和6年度小牧市一般廃棄物処理実施計画」の資料に基づき、令和5年度小牧市一般廃棄物処理実施計画との変更点を事務局より説明。
- ・質疑応答について下記の通り。

(舟橋委員)

令和6年度小牧市一般廃棄物処理実施計画11ページのクリーンセンターについて、搬入量が施設の処理能力を超える場合は、他市町村と受け入れについて協議を行うとあるが、どのような事情の変化があったか。

清掃事業概要にある推移をみると年々搬入量が増えているが、将来的に処理能力の上限を超えるような時期が来るのか。

下水道整備区域が変更になり、市街化調整区域は今後下水道を整備しないということになったので、生活排水処理基本計画と違いが出てきていると思うが、市としてどのように対応するのか。

小牧市に下水道ができる前は、し尿の排出量と処理方法はどのようなものであったか。またし尿汚泥処理施設完成の昭和53年以前はし尿はどのように処理されていたか。

(事務局)

1つ目の質問に対してお見込みのとおりである。また、同様の大型施設ができた場合、同じように他市町村と協議を行うこととしたい。

2つ目の質問について、法律の改正により浄化槽の清掃の回数が増えたことによるものである。浄化槽を利用している方の人数は横ばいであるため、将来的に処理能力を超えることはないと考えている。

3つ目について生活排水処理基本計画は5年に一度見直し、今年も見直す予定である。下水道整備区域の変更も反映して新しく作成する。

4つ目について不明である。後日又は次回調べて回答する。

(石田委員)

クリーンセンターのし尿処理は、通常の家から出るのとは別か。

(事務局)

一般家庭は下水道に接続されている家庭もあるが、一部調整区域の住宅では浄化槽であるため、主にそこから出たし尿がクリーンセンターで処理されている。

家畜のし尿は産業廃棄物であるが、家庭から出たし尿と事業所から出たし尿は一般廃棄物の扱いとなり、下水道に接続されていない場合すべてクリーンセンターで処理することになる。

(丹羽委員)

区長会の要望があったのでここで発言させていただきたい。山北区と大井区について従来雇用促進住宅が民間のアパート経営に変わっているが、居住者がほとんど外国籍の単身者となっており、ごみ出しのルールが守られていない。また管理会社の指導があいまいで、地元の区長や、環境保全委員の能力を超えている。自治会を解散したいとの意見も出て区長会も困っている。市として民間業者をしっかりと指導してほしい。

(事務局)

市としても区より今年相談を受けている。山北区については管理会社が変わったこともあって相談を受けている。管理会社にも指導は行うようにしている。それとは別に先日外国語版の啓発チラシを区長に届けた。携帯アプリの「さんあ〜る」も含めて外国人にもごみ出しルールを理解できるように引き続き啓発していきたい。

(柴山委員)

久保一色本田区の区長として毎週2回集積場に立っている。市がホームページ等で啓発していることはわかるが、意識のある方が確認している一方、あまり興味のない方は確認していない。不適正排出をする人への指導や啓発をどのようにするのか伺いたい。毎回集積場で再分別しており、困っている。

2点目として、プラスチック類の分別について、現状プラスチック製容器包装の回収であるため、プラスチック製品を緑袋に入れて排出し収集されないことが多い。市として一括で回収するなど市民にわかりやすい分別を検討するようお願いしたい。

(事務局)

1点目について、集積場に分類の啓発ポスターを掲示したり、監視カメラの貸し出しを行っているので利用していただきたい。不適正排出の目立つ外国人については、外国人の多い企業へ行って出前講座を行い、ごみの分別方法について啓発をしているので、引き続き取り組んでまいりたい。

2点目について、後程ボトル to ボトルのところの説明したい。

(馬場委員)

廃棄物処理実施計画の2ページ、金属類の注釈にフロン使用製品は排出者にてフロン回収を行ったあとに排出とあるが、製品の主なものとして空気清浄機が挙げられているが、他にどのような製品があるか。

排出者は市民となると思うが、フロン回収の際、市民が自宅の工具等で取り除くことができるものなのか。

フロン回収は専門業者に依頼することになると、費用がかかるがどうするのか。

(事務局)

行政回収するものについて、家庭からでる大半ものは空気清浄機である。その他、不法投棄により排出された業務用の冷蔵庫などがある。

専門業者について、まずは購入したお店に相談していただくよう案内している。また、市内に金属商があり、フロンを抜く資格を持っているのでそちらに案内している。

(馬場委員)

不法投棄で排出された冷蔵庫など排出責任はだれになるのか。

(事務局)

当然排出責任は排出者にある。公用地に不法投棄された場合で、排出者が特定できる場合、市や警察が介在して排出者が責任を負うことになるが、排出者が特定できない場合、市が処理する。

(馬場委員)

フロン使用製品は今まで、エアコンや冷蔵庫などのイメージしかなかったが、これらは買い替えの時に引き取りを行ってもらえるが、空気清浄機も引き取ってもらえるのか。

それとも市民が工具で取り除かなければならないのか。

(事務局)

市民の方が取り除くことはできない。フロン回収については、まずは購入した店に相談していただき、それが無理なら専門業者等に依頼していただきたい。

(馬場委員)

分け方と出し方に記載のある適正処理困難物の取り扱いか。

(事務局)

そのとおりである。

(馬場委員)

計画にある排出者が誰になるのか判然としない。わかりやすい記載を検討いただきたい。

(舟橋委員)

ここに記載のフロンは、代替フロンやノンフロン冷媒も含めているのか。

(事務局)

代替フロンについて手元に資料がないため後日又は次回回答としたい。

(石田委員)

先ほどの空気清浄機について、普通に金属類として集積場に置かれているが、どうなるのか。啓発が必要なのか。

(事務局)

まずは啓発のために、回収せずに警告シールを貼って集積場に置いていく。排出者に再度適正な処理を促す目的である。その後、一定期間をおいて集積場に残っている場合は集積場を圧迫するので、市で回収し処分する。

(石田委員)

処理数は多いのか。

(事務局)

令和2年度は年間80台、最近は年間50台程度で推移している。

(西尾委員)

最近のエアコンなどはフロンを使っているのか。最近エアコンを買い替えたが、業者がフロンを抜いているようには見えない。一般家庭の人は家電にフロンが使われているかどうか判断できないのではないか。

(事務局)

フロン使用製品の裏には冷媒と記載されている。

(西尾委員)

フロン以外の冷媒もあるのではないか。

(事務局)

冷媒と書いてあるものは、すべてフロン使用製品と聞いている。

3 報告

- ・(1)「小牧市ごみ処理基本計画の進捗状況について」にて再資源化率とこまやか収集について説明。
- ・(2) ボトル to ボトルの実施について説明。
- ・プラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収と再商品化の検討状況について説明
- ・質疑意見について下記の通り。

(小牧市ごみ処理基本計画の進捗状況について)

(長谷川委員)

草葉は燃やすごみの袋で出した場合、再資源化されずに燃やされているのではないか。

(事務局)

そのとおりである。白袋は草葉以外のものが混在している可能性があるため、燃やすごみとして処理している。

(長谷川委員)

草葉については透明袋に入れて出すよう広報するとよいのではないか。

(プラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収と再商品化の検討状況について)

(石田委員)

プラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収と再商品化について、製品プラスチックとプラスチック製容器包装が一括で回収できるようになるということか。

(事務局)

まだ、検討段階であるが、法律上そうなることとなる。

(清水委員)

容器包装は生産者拡大責任で再商品化費用を生産者が負担するが、製品プラは生産者が負担しないのでどのようにするのか。

(事務局)

製品プラを再商品化する場合、費用は市が100%負担する。

(清水委員)

愛知県で初か。

(事務局)

すでに豊明市など先行自治体はある。

(ゼロカーボンシティの実現に向けた連携協定の締結について)

(馬場委員)

ボトル to ボトルの実施について、今まで中間処理をリサイクルプラザで選別圧縮をやっていたがこれからもリサイクルプラザで中間処理をするのか。また、今までペットボトルは飲料用のボトルのほか、酒類、しょうゆ用など調味料のペットボトルもペットボトルとして回収できていたが、これからも同じか。

(事務局)

圧縮梱包までは今までどおりリサイクルプラザで行う。分別は今まで通り。市民の方には影響はない。

(馬場委員)

ボトル to ボトルで二酸化炭素排出量の削減にも貢献するとあるが、どういうことか。石油の一部が使われないだけで、二酸化炭素排出量の削減につながるのか。

(事務局)

もともとプラスチックは半永久的に使えるが、繰り返し使用することで黄ばんでくる。ボトル to ボトルはバージンオイルを追加しながら新しいペットボトルを作っているため、発掘してから製品になるまで使われる石油の量を減らすことで、輸送コストも含めて約6割の二酸化炭素の削減が期待できる。

4 その他

- ・事務局より「生ごみ」の導入の検討状況について話す。
- ・質疑応答について下記の通り

(舟橋委員)

市民からの生ごみを受け入れた場、食品バイオマス発電施設の処理能力を超える可能性はないか。

(事務局)

あくまで仮定であるが、食品バイオマス発電施設の1日あたりの処理可能な量は120t/日である。今食品バイオマス発電施設も稼働して日が浅いため、1日あたり30t/日程度である。燃やすごみが年間20,000tでそのうち生ごみは10,000t程度と推測される。仮に食品バイオマス発電施設に搬入したとしても、1日あたり30t/日程度であり、処理能力に余力はあると考えている。

(丹羽委員)

アルミ缶の泥棒がよく見られる。警察と連携して対応いただくようお願いする。

以上